

税額控除の算出方法

税額控除の種類

控除の内容

税源移譲に伴って生じる、所得税と市・県民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増加を調整するため、次の算式により求めた金額を所得割額から控除します。

- 合計課税所得金額が 200 万円以下の場合、次のいずれか少ない金額の 5%（市民税 3%、県民税 2%）
 (A) 人的控除額の差の合計額 (B) 市・県民税の課税所得金額
- 合計課税所得金額が 200 万円を超える場合、次の算式で求めた金額の 5%（市民税 3%、県民税 2%）
ただし、算式で求めた金額が 5 万円未満の場合は、5 万円の 5%が控除額となります。

$$\text{人的控除額の差の合計金額} - \text{合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額}$$

【人的控除額の差 早見表】

調整控除

| 控除の種類 | 金額 | 控除の種類 | | 金額 | | |
|-----------|------|---------|--------------------------|--------------------------|-------------------|---------------------|
| | | 本人の所得金額 | | 900万円以下 | 900万円超 950万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 |
| 基礎控除 | 5万円 | 配偶者控除 | 一般 | 5万円 | 4万円 | 2万円 |
| 障害者 控除 | 1万円 | | 老人 | 10万円 | 6万円 | 3万円 |
| 普通 | 10万円 | 配偶者特別控除 | 配偶者の所得金額 48万円超 50万円未満 | 5万円 | 4万円 | 2万円 |
| 特別 | 22万円 | | 同居特別 | 配偶者の所得金額 50万円超 55万円未満 | 3万円 | 2万円 |
| 同居特別 | 1万円 | 扶養控除 | 一般 | 5万円 | | |
| 寡婦控除 | 5万円 | | 特定 | 18万円 | | |
| ひとり親控除（母） | 1万円 | | 老人 | 10万円 | | |
| ひとり親控除（父） | 1万円 | | 同居老親等 | 13万円 | | |
| 勤労学生控除 | 1万円 | | | | | |

※ 税源移譲とは、平成 19 年から地方分権を進める目的で、国税（所得税）から地方税（市・県民税）へ税金を移し替えるものです。
 これにより、ほとんどの方は所得税額が減り、市・県民税が増えますが、これらを合わせた税負担が変わることは基本的にありません。

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------|------|-----------|-----------------|
| <p>外国税額控除</p> | <p>外国で生じた所得について、その国の所得税や市・県民税に相当する税金を納めている場合、一定の方法によって計算された金額が控除されます。</p> | | | | | | | | |
| <p>寄附金税額控除</p> | <p>地方自治体や一定の団体などに対して 2,000 円を超える寄附金を支払った場合、次の算式により求めた金額を市民税・県民税から控除することができます。（ただし、控除の上限は総所得金額の 30%）</p> <p>◆基本控除額：$(\text{次のいずれか少ない金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$（市民税 6%・県民税 4%）</p> <p style="padding-left: 40px;">① 寄附金控除の対象となる寄附金の合計額 ② 総所得金額の 30%</p> <p>◆特例控除額：「地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）」についてのみ、上記に加えて 2,000 円を超える部分に特例控除額が加算されます。（ただし、控除額の上限は所得割額の 10%）</p> <p style="text-align: center;">$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{所得税率} \times 1.021)$</p> | | | | | | | | |
| <p>住宅借入金等特別税額控除</p> | <p>平成 21 年から令和 4 年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別税額控除を受けた方について、所得税において控除しきれなかった控除額を翌年度の市民税・県民税の所得割額から控除することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">入居した年月</td> <td style="width: 25%;">平成 21 年 1 月から 令和元年 9 月まで</td> <td style="width: 25%;">令和元年 10 月から 令和 2 年 12 月まで</td> <td style="width: 25%;">令和 3 年 1 月から 令和 4 年 12 月まで</td> </tr> <tr> <td>控除期間</td> <td>10 年</td> <td>13 年(注 1)</td> <td>13 年(注 1) (注 2)</td> </tr> </table> <p>(注 1) 特例が適用されるのは、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が 10% の場合に限りです。</p> <p>(注 2) 特例が適用されるには、注文住宅は令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間に、分譲住宅等は令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日までの間に契約する必要があります。</p> <p>◆控除額 次の (1) または (2) のいずれか小さい額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年から平成 26 年 3 月までに入居した方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 所得税の課税所得金額等の 5% (最高 97,500 円) (2) 住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額 ・平成 26 年 4 月から令和 4 年までに入居した方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 所得税の課税所得金額等の 7% (最高 136,500 円) (2) 住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額 <p>※ ただし、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が 8% または 10% の場合に限りです。</p> | 入居した年月 | 平成 21 年 1 月から 令和元年 9 月まで | 令和元年 10 月から 令和 2 年 12 月まで | 令和 3 年 1 月から 令和 4 年 12 月まで | 控除期間 | 10 年 | 13 年(注 1) | 13 年(注 1) (注 2) |
| 入居した年月 | 平成 21 年 1 月から 令和元年 9 月まで | 令和元年 10 月から 令和 2 年 12 月まで | 令和 3 年 1 月から 令和 4 年 12 月まで | | | | | | |
| 控除期間 | 10 年 | 13 年(注 1) | 13 年(注 1) (注 2) | | | | | | |

配当所得がある場合、下の算式で求めた金額が控除されます。※分離課税を選択した場合は適用されません。

$$\text{配当控除額} = \text{配当所得の金額} \times \text{下表の控除率}$$

配当控除

| 課税所得金額の合計額 種類 | 1,000万円以下の部分に含まれる配当所得の金額 | | 1,000万円を超える部分に含まれる配当所得の金額 | |
|---------------------------------|--------------------------|------|---------------------------|-------|
| | 市民税 | 県民税 | 市民税 | 県民税 |
| 利益の配当等 | 1.6% | 1.2% | 0.8% | 0.6% |
| 証券投資信託等で 外貨建等証券投資信託以外に該当するもの | 0.8% | 0.6% | 0.4% | 0.3% |
| 証券投資信託等で 外貨建等証券投資信託に該当するもの | 0.4% | 0.3% | 0.2% | 0.15% |